

令和における 福生市立学校の 在り方検討委員会

日時：令和 5 年 12 月 20 日（水）午後 3 時から午後 5 時まで

会場：もくせい会館 3 階 301・302 会議室

次第4 部活動の地域連携・地域移行について

- (1) 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）
- (2) 各校の部活動の状況【再掲】
- (3) 他自治体の取組

(1) 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像 (イメージ)

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環 (教育課程外)

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

↓

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要 (学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動 (法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 (※複数地方公共団体の連携を含む) ② 多様な組織・団体 (総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等)
指導者	地域の指導者 (一部教師の兼職兼業)
参加者	地域の生徒 (※他の世代と一緒に参画する場合を含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

活動体制

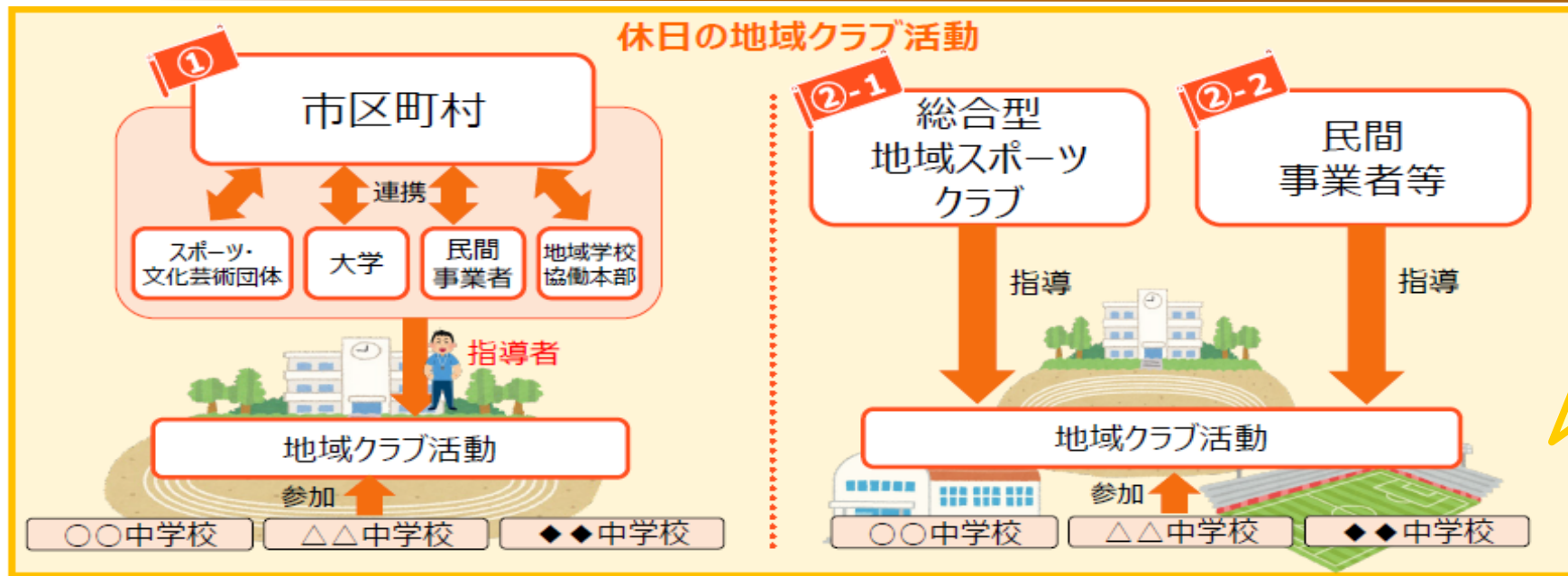
市町村 (スポーツ・文化振興担当部署、教育委員会、福祉部局等) ↔ 協議会 (連携調整・指導的役割) ↔ 運営団体・実施主体例 (総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化芸術団体、スポーツ協会、競技団体、大学、民間事業者、プロチーム) ↔ 中学校 (連携)

※市町村が自ら運営団体となることもある。

連携内容: 活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有、管理責任の明確化等

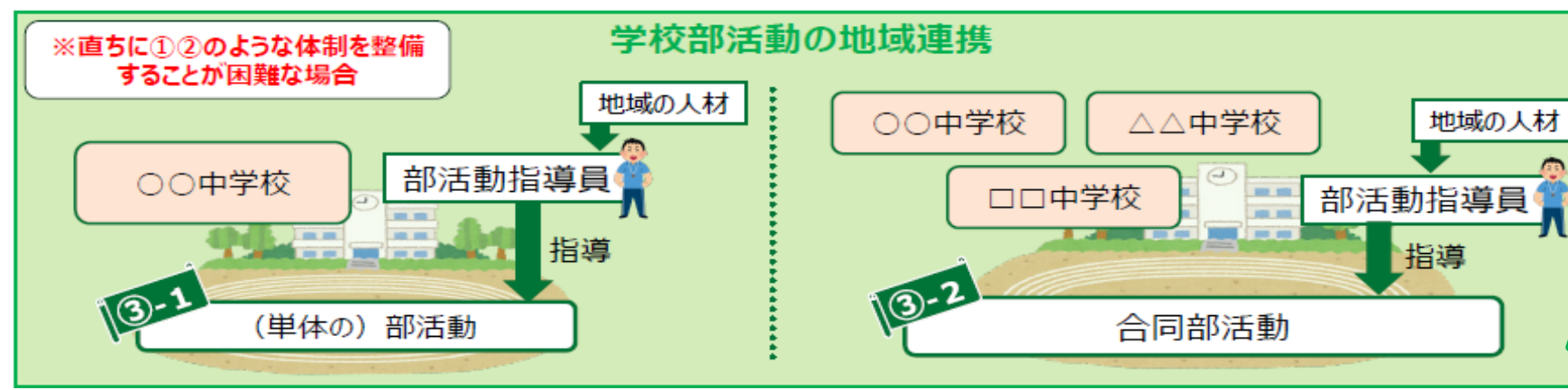
出典：スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン (令和4年12月) 参考資料」

(1) 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像 (イメージ)



地域移行

学校の教育活動と完全に部活動を切り離して地域で部活動を運営していくこと



地域連携

学校の部活動として、地域の人材を部活動指導員や外部指導者として任用して、教員に代わって指導してもらうこと

出典：スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）参考資料」

(2) 各校の部活動の状況 設置部活動一覧 (令和5年度) 【再掲】

	運動部		文化部
福生第一中学校	<ul style="list-style-type: none"> ●男子バスケットボール部 ●女子ソフトボール部 ●男子ソフトテニス部 ●トレーニング部 ●剣道部 ●陸上部 ●女子バレーボール部 	<ul style="list-style-type: none"> ●女子バスケットボール部 ●女子ソフトテニス部 	<ul style="list-style-type: none"> ●吹奏楽部 ●科学部 ●美術部 ●箏曲部 ●家庭科部
福生第二中学校	<ul style="list-style-type: none"> ●男子バスケットボール部 ●男子ソフトテニス部 ●剣道部 ●陸上部 ●女子バレーボール部 	<ul style="list-style-type: none"> ●女子バスケットボール部 	<ul style="list-style-type: none"> ●吹奏楽部 ●園芸部 ●美術部 ●ものづくり部 ●アットホーム部
福生第三中学校	<ul style="list-style-type: none"> ●男子バスケットボール部 ●剣道部 ●バレーボール部 ●バドミントン部 	<ul style="list-style-type: none"> ●女子バスケットボール部 	<ul style="list-style-type: none"> ●吹奏楽部 ●家庭科部

●サッカー部 (2校合同)

●野球部 (3校合同)

※表中の赤字で示した部活動は、部活動指導員を配置している。

(3) 他自治体の取組

スポーツ庁 令和4年度地域運動部活動推進事業

- 休日の段階的な地域移行に関する実践研究
 - 杉並区
 - 日野市

- 合同部活動に関する実践研究
 - 渋谷区

協議

部活動の地域連携・地域移行の方向性について

- 1 部活動への思い**
 - ニーズの把握（子ども、保護者、教員、地域）
- 2 部活動は今後どうあるべきか**
 - 運営団体・実施主体の確保
 - 合同部活動の実施
 - 指導者の確保・マッチング
- 3 教員の負担及び喜び等のバランス**
 - 教員の兼職兼業